

## 論 説

# 中華人民共和国婚姻法（2001年）における 実質的婚姻意思を欠く婚姻の取扱い

宇田川 幸 則

はじめに

- 一 実質的婚姻意思と婚姻成立の条件
  - 二 実質的婚姻意思を欠く婚姻の法令上の取扱い
  - 三 実質的婚姻意思を欠く婚姻の実務上の取扱い
- おわりに

はじめに

日本法においては、婚姻が有効に成立するためには、婚姻当事者間で婚姻意思が合致していなければならない、当事者の双方または一方に相手方との婚姻意思がない場合、その婚姻は無効である（民法 742 条 1 号）。法令上、婚姻意思を直接定める条文は存在しないが、判例上は婚姻意思を「当事者間に真に社会観念上夫婦であると認められる関係の設定を欲する効果意思」として解しており、「たとえ婚姻の届出自体については当事者間に意思の合致があったとしても、それが単に他の目的を達するため（子の嫡出化を達するため）の便法として仮託されたものに過ぎないときは」、婚姻意思が存在しないのであるから婚姻は効力を生じないとする（最高裁第二小法廷・昭和 44 年 10 月 31 日判決（民集 23 卷 10 号 1894 頁））。すなわち、日本においては実質的婚姻意思を欠く婚姻は無効とされる。

他方、中華人民共和国（以下、「中国」という。）において、実質的婚姻意思を欠く婚姻はどのように取り扱われているのであろうか。中国では、2020 年 5 月 28 日の第 13 期全国人民代表大会（以下、「全国人大」という。）第 3 回会議において民法典が採択され、2021 年 1 月 1 日より施行されて

いる。とくに2000年代以降、中国では〔假結婚〕〔は〕は中国語を原語のまま表記したことを表す。以下、同様。〕などと呼ばれる、実質的婚姻意思を欠く婚姻（巷間いわゆる偽装結婚）が社会問題となり、民法典起草段階でも、このような現象に民法典でどのように対処すべきかについて、輿論を巻き込んだ議論となった。本来であれば、民法典を素材としてこの問題を検討すべきなのかもしれないが、民法典施行後まだ期間が短く、婚姻登記に関する行政法規も改正されていないこと、現時点で実質的婚姻意思を欠く婚姻が問題となるのは旧婚姻法、とくに2001年婚姻法下での婚姻が大部分を占めるであろうことから、本稿では2001年婚姻法での取扱いを中心に検討を進めることとし、民法典上での取扱いについては別稿に譲ることとしたい。

ところで、実務上では、日本人配偶者と中国人配偶者の間の婚姻において、実質的婚姻意思が存在したか否か、存在しなかった場合当該婚姻は無効となるか否かが争われることが少なくないと思われる<sup>1)</sup>。そのような紛争が日本の裁判所に持ち込まれた場合、先ずは準拠法の指定が問題となる。

準拠法の指定に関して、法の適用に関する通則法24条1項は、「婚姻の成立は、各当事者につき、その本国法による」と規定している。仮に、中国籍である一方配偶者に実質的婚姻意思が存在したか否か、存在しなかった場合当該婚姻は無効となるか否かが争われたとすると、一方配偶者の国籍法である中国法が準拠法となると、通常は判断される。

そこで、中国における準拠法指定にかかる法律である涉外民事関係法律適用法（2010年10月28日公布・2011年4月1日施行）21条では、「婚姻の条件については、当事者の共通の常居所地法を適用する。共通の常居所地がない場合には、共通の国籍国法を適用する。共通の国籍がなく、一方の当事者の常居所地または国籍国において婚姻を締結した場合には、婚姻締結地法を適用する」と規定している。したがって、日本人配偶者と中国人配偶者の常居所地が日本の場合は日本法が、中国の場合は中国法が、

---

1) もっとも、日本人配偶者と中国人配偶者の間で、実質的婚姻意思の欠如を理由に正面から婚姻の有効性を争ったケースは少ないようで、管見の及ぶ限りにおいては、東京地判平成8年7月30日戸籍650号（1996年）28頁以下を挙げることができるだけである。もっとも、同判決は中国で行われた婚姻登記が、中国人女に実質的婚姻意思が欠如していることを理由に無効であると判示したものであって、日本で行われた婚姻の有効性が争われたケースではない。

中華人民共和国婚姻法(2001年)における実質的婚姻意思を欠く婚姻の取扱い(宇田川)準拠法となる。常居所地がない場合、婚姻締結地が日本であれば日本法が、中国であれば中国法が、準拠法となる。涉外民事関係法律適用法により中国法が準拠法となる場合には、それで確定する。涉外民事関係法律適用法により再度日本法が準拠法となるとされた場合には、法の適用に関する通則法41条は「当事者の本国法によるべき場合において、その国の法に従えば日本法によるべきときは、日本法による。」と反致を規定している結果、日本法が準拠法となることで確定する。上述のケースの場合であれば、日本人配偶者と中国人配偶者の常居所地が日本の場合、および常居所地がないが婚姻締結地が日本である場合、日本法が準拠法となる。ちなみに、日本に住む日本人配偶者と中国人配偶者の場合、その多くは日本法が準拠法となることが想定される。

## 一 実質的婚姻意思と婚姻成立の条件

1. 中国において婚姻を規律する法律は、1950年婚姻法<sup>2)</sup>、1980年婚姻法<sup>3)</sup>、2001年婚姻法<sup>4)</sup>および民法典<sup>5)</sup>である。また、婚姻手続きに関する行政法規には、1955年婚姻登記辦法<sup>6)</sup>、1980年婚姻登記辦法<sup>7)</sup>、1986年婚姻登記辦法<sup>8)</sup>、1994年婚姻登記管理条例<sup>9)</sup>、2003年婚姻登記条例<sup>10)</sup>がある。司法解釈は多数存在するが、重要なものとしては、民事政策法律を貫徹執行する若干の問題に関する意見〔關於適用民事政策法律若干問題的意見〕<sup>11)</sup>、『中華人民共和国婚姻法』の適用にかかる若干の問題に関する解釈(一)〔關於適用《中華人民共和国婚姻法》若干問題的解釋(一)〕〈法積〔2001〕30号〉<sup>12)</sup>、同(二)〈法積〔2003〕19号〉<sup>13)</sup>、同(三)〈法積〔2011〕18号〉<sup>14)</sup>、『中

- 
- 2) 1950年5月1日公布・同日施行、1980年婚姻法の施行に伴い廃止。
  - 3) 1980年9月10日公布・1981年1月1日施行、2001年婚姻法の施行に伴い廃止。
  - 4) 2001年4月28日改正・同日施行、民法典の施行に伴い廃止(2021年1月1日)。
  - 5) 2020年5月28日公布・2021年1月1日施行。
  - 6) 1955年6月1日公布・同日施行、1980年婚姻登記辦法の施行に伴い廃止。
  - 7) 1980年11月11日公布・同日施行、1986年婚姻登記辦法の施行に伴い廃止。
  - 8) 1986年3月15日公布・同日施行、1994年婚姻登記管理条例の施行に伴い廃止。
  - 9) 1994年2月1日公布・同日施行、2003年婚姻登記条例の施行に伴い廃止。
  - 10) 2003年7月30日公布・同年10月1日施行。
  - 11) 1984年8月30日公布・同日施行、2019年7月8日失効。
  - 12) 2001年12月25日公布・同日施行、2021年1月1日失効。
  - 13) 2003年12月26日公布・2004年4月1日施行、2021年1月1日失効。
  - 14) 2011年8月9日公布・同年8月13日施行、2021年1月1日失効。

華人民共和国民法典』婚姻家庭編の適用に関する解釈（一）[關於適用《中華人民共和国民法典》婚姻家庭編的解釋（一）]〈法釈〔2020〕22号〉<sup>15)</sup>などがある。

婚姻関係を規律する現行法は民法典ではあるが、最高人民法院の司法解釈『『中華人民共和国民法典』の時間的効力の適用に関する若干の規定[關於適用《中華人民共和国民法典》時間効力的若干問題]』〈法釈〔2020〕15号〉<sup>16)</sup>によれば、民法典施行前に生じた法的事実により惹起された民事紛争事件については、法律・司法解釈に別段の定めのある場合を除き、法的事実が発生した当時の法律および司法解釈を適用すると明言しているため（1条2項）、2020年12月31日までに手続がなされた婚姻登記については、婚姻登記がなされた時に有効であった婚姻法ならびに関連するその他の法令および司法解釈が適用されることとなる<sup>17)</sup>。前述のとおり、本稿が公表された後もしばらくの間は、旧婚姻法およびそれに関連する司法解釈の下でなされた婚姻が大部分を占めることから、本稿では2001年婚姻法での取扱いを中心に検討を進める。

なお、以下では、とくに断りのない限り、婚姻法という場合は2001年婚姻法を指す。

2. 婚姻法に規定される婚姻成立の条件は、婚姻する男女双方の完全な自発的意思[自願]によること（5条）、婚姻適齢に達していること（6条）、直系血族、[三代]以内の傍系血族<sup>18)</sup>でないこと、または医学的に婚姻す

---

15) 2020年12月29日公布・2021年1月1日施行。

16) 2020年12月14日公布・2021年1月1日施行。

17) なお、『中華人民共和国民法典』の時間的効力の適用に関する若干の規定2条では、民法典の規定を適用することが民事主体の合法的権利・利益の保護や社会・経済秩序の維持・擁護、社会主義的核心価値観の発揚に更にプラスとなる場合には、法的事実が発生した当時の法律および司法解釈ではなく民法典を適用すると規定する。しかし、本稿脱稿時点では、婚姻無効および婚姻取消に関して、民法典の規定と旧婚姻法および同司法解釈との間に違いは存在しないことから、やはり法的事実が生じた時点での法律および司法解釈が適用されることとなる。

18) [代]と親等とは全く異なる概念であることに注意する必要がある。[三代]以内の傍系血族とは、(外)祖父母を同じくする傍系血族を指し、血族関係にあるいとこ同士、おじ・めい間、おば・おい間などの婚姻が禁じられる。高見澤磨=鈴木賢=宇田川幸則=坂口一成『現代中国法入門[第八版]』(有斐閣、2019年)(以下、『入門』という。)219頁参照。

中華人民共和国婚姻法(2001年)における実質的婚姻意思を欠く婚姻の取扱い(宇田川)べきではない疾患<sup>19)</sup>がないこと(7条)である<sup>20)</sup>。このように、婚姻法には「婚姻意思」という文言は使われていないが、婚姻成立の条件の一つとして「男女双方の完全な自発的意思によること」が挙げられている。婚姻は、当事者双方が婚姻登記機関に自ら出頭して登記申請を行い、結婚証の発給を受けることにより成立する(8条)。

ところで、婚姻法5条は「結婚は男女双方の完全な自発的意思によらなければならない、いかなる一方も他方に対して強制したり、またはいかなる第三者も干渉したりすることは許されない。」と規定する。この書きぶりや後述する婚姻の自由や婚姻自主権との関係から、自発的意思は婚姻の他方および第三者からの強制や干渉を受けないこととの関係で捉えられがちであることは否めない。しかし、婚姻法の起草作業を担当した全国人大常務委員会法制工作委员会の手によるコンメンタールによれば<sup>21)</sup>、5条「の核心は、男女双方が結婚するか否か、誰と結婚するか、これらは当事者本人が決定しなければならないということである」という。このことから、婚姻法における婚姻条件にいう自発的意思は婚姻意思と同義であるといえる。

また、前述のとおり、結婚登記の申請には申請する当事者双方が婚姻登記機関に自ら出頭しなければならない(8条)。代理人による手続は認められていない。国务院法制辦公室の手による婚姻登記条例(婚姻登記手続について規定する行政法規)のコンメンタールを見てみると、これは結婚登記を申請する「当事者双方の自発的意思にもとづく真実の意思表示」にあたるからだとして記述されている<sup>22)</sup>。

さらに、結婚登記を申請する際に「申請結婚登記声明書」という書面を申請当事者双方が提出しなければならない(2003年10月1日の民政部「婚姻登記工作暫行規範」29条1項3号、29条2項、2015年12月8日の民政部「婚姻登記工作規範」36条3号乃至4号)。申請結婚登記声明書には「自

---

19) 医学的に婚姻すべきではない疾患には、[先天性痴呆]、統合失調症などの精神病疾患、治療していない性感染症(梅毒や淋病など)、法定伝染病(HIV感染、肝炎、肺結核など)があたるとされていた。『入門』・前掲注(18)219頁参照。

20) 『入門』・前掲注(18)219頁参照。

21) 胡康生主編『中華人民共和国婚姻法積義』(法律出版社、2001年)。全国人大ウェブサイト([http://www.npc.gov.cn/zgrdw/npc/flsyywd/minshang/2002-07/11/content\\_297450.htm](http://www.npc.gov.cn/zgrdw/npc/flsyywd/minshang/2002-07/11/content_297450.htm))に全文が掲載されている。本稿作成にあたっては、全国人大ウェブサイト版を使用した。

22) 李健=張明亮主編『婚姻登記条例積義』(中国社会科学出版社、2003年)30頁。

らの意思で中華人民共和国婚姻法の規定にもとづき、\_\_\_\_と夫婦となる」(\_\_\_\_は空欄となっており、申請結婚登記声明書に署名・捺印する者が自筆で結婚する相手の姓名を記入することとなっている)という一文があり、これを登記機関の担当者の面前で記入し、署名・捺印した上で提出しなければならない。また、申請結婚登記声明書の記載内容に誤りがあった場合、それにより惹起される一切の法的責任を声明者が負うことも明記されている。このことから、結婚登記にかかる事務手続の際においても、実質的婚姻意思がしっかりと確認されていることがわかり、これは、実質的婚姻意思が婚姻の要件となっていることの何よりの証左だといえよう。

ちなみに、中国憲法では婚姻の自由が謳われ(49条4項)、講学上、婚姻の自由には結婚の自由と離婚の事由が含まれると解されている。また、婚姻法では、その基本原則の一つに婚姻自主権が定められている(3条1項)。ここにいう婚姻の自由や婚姻自主権は、旧時代の当事者の意思を完全に無視した売買婚や「童養媳」<sup>23)</sup>などの悪しき慣習を根絶することを目的として制定されたものであるが<sup>24)</sup>、その背景には、結婚の基礎には男女両性の愛情があり、夫婦となって幸福で円満な家庭を築くという目的があることは明白である<sup>25)</sup>。中国では、建国後間もない1950年に最初の婚姻法が制定・施行され、ついで1980年、2001年に改正法が公布・施行されているが、このことは1950年婚姻法以来一貫しており、歴代の婚姻法に関する教科書<sup>26)</sup>や概説書<sup>27)</sup>、コンメンタール<sup>28)</sup>にも明記されている。國務院法制辦公室も婚姻登記条例のコンメンタールの中で「結婚の自由を保障することは、男女双方が自分の意思に基づいて夫婦となるためである。」と指摘しており<sup>29)</sup>、このことから、婚姻には婚姻意思の存在が必要とされ

23) 「童養媳」とは、幼女を買い受けて養育し、将来息子の嫁[媳]とする風習をいう。詳しくは、奥田安弘＝宇田川幸則「童養媳－中国家族法の一断面－」『民法学と比較法学の諸相Ⅱ』(信山社、1997年)449～479頁を参照されたい。

24) 『入門』・前掲注(18)239～240頁参照。

25) たとえば、梁書文『婚姻法及相關規定条文新釈』(中国人民公安大学出版社、2001年)8頁、巫昌禎主編『中華人民共和国婚姻法講話』(中国文献出版社、2001年)97頁など。

26) たとえば、王戰平主編『中国婚姻法教程(修訂本)』(人民法院出版社、1992年)19頁など。

27) たとえば、巫昌禎・前掲注(25)97頁など。

28) たとえば、胡康生・前掲注(21)、梁書文・前掲注(25)8頁など。

29) 李健＝張明亮・前掲注(22)12頁。

中華人民共和国婚姻法(2001年)における実質的婚姻意思を欠く婚姻の取扱い(宇田川) ていることが分かる。

以上から、中国においても、婚姻意思の存在は婚姻成立の条件の一つであることがわかる。

## 二 実質的婚姻意思を欠く婚姻の法令上の取扱い

1. 前述のとおり、中国では、建国後間もない1950年に最初の婚姻法が制定・施行され、ついで1980年、2001年に改正法が公布・施行されている。このうち、婚姻無効・婚姻の取消しについては、1950年法および1980年法には規定がなく、2001年の改正により新設された制度である。婚姻法では、重婚の場合、禁婚範囲内の近親関係の場合、婚前に医学上結婚すべきでない疾病に罹患し、結婚後も未治癒の場合、および婚姻適齢に達していない場合は、当該婚姻は無効とされ(10条)、また、強迫によって婚姻に至った場合には、被強迫者は1年以内に登記機関ないし人民法院に婚姻の取消しを請求することができる(11条)と規定されている。

1950年婚姻法および1980年婚姻法で婚姻無効・婚姻の取消しが規定されていなかった理由は、以下が考えられる。その時代には婚姻申請をする当事者は、婚姻登記機関に自ら出頭して結婚登記手続を行うだけでなく、その際に当事者の勤務先〔単位〕や居住地の居民委員会・村民委員会が発行する紹介状(そこには当事者の婚姻状況や家庭状況、当事者の婚姻意思が真正なものであること等が記載されていた)や指定された医療機関が発行する健康診断書等を婚姻登記機関に提出しなければならなかった。それを元に、婚姻登記機関は当事者に対して当該婚姻申請に対して微に入り細を穿つ実質審査を行っていた<sup>30)</sup>。そのため、婚姻法に規定される婚姻無効・婚姻の取消しの要件に該当するケースが登記されることは、まずあり得なかったと考えられる。なお、婚姻登記手続について規定する行政法規である1994年の婚姻登記管理条例(2003年失効)12条では、婚姻登記機関が

30) 映画『秋菊の物語(原題:秋菊打官司)』(張芸謀監督、1992年。日本語字幕付DVDが2013年にキングレコードから発売されている。)の中にも結婚登記の場面が登場する。そこでは結婚登記を申請する男女当事者に対して、知り合った時期やきっかけ、どちらから結婚を申し入れたのかといった質問が寄せられている。文芸作品である点を割り引いたとしても、今日ではセクシャルハラスメントを理由に責任を問われかねない行為ではあるが、かなり細かな点まで審査していたことを窺い知ることができる。

実質審査を行った結果、当事者の自発的意思によらない結婚申請であると判断した場合はこれを受理しないと規定していた。

もっとも、1950年婚姻法および1980年婚姻法には婚姻無効ならびに婚姻の取消しが規定されていなかったが、婚姻登記手続に関する行政法規には、婚姻無効に関する規定が存在した。1986年の婚姻登記辦法9条2項では、「婚姻登記機関が婚姻の当事者に婚姻法に違反する行為があることを発見した場合、または登記する時に虚偽を弄して『結婚証』を騙取した場合、当該婚姻の無効を宣告し、すでに騙取した『結婚証』を回収…（中略）…しなければならない。（後略）」と規定する。また、前述の1994年の婚姻登記管理条例25条では、「婚姻登記を申請する当事者が虚偽を弄して婚姻登記を騙取した場合、婚姻登記管理機関は婚姻登記を取り消し、結婚・[復婚]（離婚した相手と再婚すること：引用者注）をした当事者に対してはその婚姻関係の無効を宣告するとともに結婚証を回収しなければならない。（後略）」と規定していた。これらの規定は、虚偽の結婚登記がなされた場合、婚姻登記機関に当該婚姻を無効と判断する権限が与えられていたことを示しており、一般に結婚登記手続に瑕疵がある場合には当該婚姻が無効とされたと解されている<sup>31)</sup>。実質的婚姻意思を欠く結婚登記の申請は虚偽を弄して婚姻登記を取得することに他ならず、したがって、2003年に婚姻登記管理条例が失効するまでは、実質的婚姻意思が存在しない結婚登記であることが判明した場合、当該婚姻に対して無効が宣告されていたものと考えられる。

2. 婚姻法では、結婚登記の際に申請当事者の双方が自ら婚姻登記機関に出頭して手続を行うことは旧法と変わらないが、勤務先[単位]等が発行する紹介状の提出は不要となり、また申請当事者に対する実質審査も行われなくなったため（書類が整っているかを確認する形式的な審査に変更された）、前述のとおり、重婚、婚姻禁止範囲内の近親関係にある、結婚前に医学上結婚すべきでない疾病に罹患し、結婚後も治癒していない、婚姻適齢に達していない、の4つの場合は婚姻無効とし（10条）、強迫によって婚姻に至った場合には、被強迫者は1年以内に婚姻登記機関または人民

31) たとえば、冉克平＝曾佳「民法典視野下婚姻登記瑕疵の困境及其路径選択」河北法学38卷10期（2020年10月）49頁など。



中華人民共和国婚姻法(2001年)における実質的婚姻意思を欠く婚姻の取扱い(宇田川) 法院に取消を請求しうる(11条)とされることとなった。

また、婚姻登記条例には、婚姻登記管理条例25条に相当する条文が見当たらない。その理由については詳らかにされていないが、婚姻登記管理から婚姻登記へという名称の変更を見ても分かるとおり、その背景には、国の婚姻に対する管理を希薄化し、当事者の自発的意思を尊重するという大きな流れがあったことは確かであろう<sup>32)</sup>。さらには、2003年の民政部の婚姻登記工作暫行規範<sup>33)</sup>46条は、「強迫を受けた結婚以外は、いかなる理由で婚姻の無効または取消しの宣告を請求されたとしても、婚姻登記機関は受理してはならない。」として、婚姻法の規定どおり、婚姻無効の要件は4事由に、婚姻取消の要件は1要件に、それぞれ限定されることとなった。

3. では、なぜ婚姻法で、婚姻無効事由が4つに、また婚姻取消事由が1つに、それぞれ制限されることとなったのであろうか。その理由について、婚姻法の起草作業を担当した全国人大常務委員会法制工作委員会の手によるコンメンタール<sup>34)</sup>では、以下のように説明されている。婚姻登記管理条例では、法が定める結婚年齢に達していないとき、自発的意思でないとき、すでに配偶者がいるとき、直系血族または〔三代〕以内の傍系血族であるとき、結婚を禁止する、または結婚を見合わせるべきであると法律が規定する疾病に罹患しているとき、結婚登記を申請する当事者にこれら事由の一が存在する場合、婚姻登記機関は登記しないと規定した(12条)。また、婚姻登記を申請する当事者が虚偽を弄して婚姻登記を騙取した場合、婚姻登記管理機関は婚姻登記を取り消し、結婚・〔復婚〕をした当事者に対してはその婚姻関係の無効を宣告するとともに結婚証を回収しなければならず、(中略)同時に当事者に対して200人民元の罰款を科すと規定した(25条)。さらには、結婚登記申請のために虚偽の証明などを発行した〔単位〕または組織に対する処罰規定を設けるとともに(27条)、12条に違反して結婚登記を行った婚姻登記管理人員に対する処分規定も設けた(28条)。これらの規定は、違法な婚姻の防止と制止に積極的な作用を果たしたが、

---

32) 宇田川幸則「中国民法典における離婚冷静期に関する一考察」名古屋大学法政論集289号(2021年)12頁。

33) 2003年9月25日公布、同年10月1日施行、2015年12月8日に修正の上、婚姻登記工作規範としてあらためて公布され、2016年2月1日に施行されている。

34) 胡康生・前掲注(21)(婚姻法10条の解説部分)。

行政法規であって法律ではないため、これらの措置に対して法的根拠を与える必要がある。そこで、2001年の婚姻法では婚姻無効と婚姻取消しの規定を設けるに至ったという<sup>35)</sup>。実態にあわせて法が変更されるという、中国法の特徴の一つが顕著にあらわれているといえる。

なお、婚姻法施行前に制定された婚姻登記管理条例などの行政法規、および司法解釈などの規範性文件が規定する婚姻無効の事由のうち、婚姻法の規定と一致しない部分は、婚姻法10条にもとづいて改正されなければならないと指摘していることから<sup>36)</sup>、婚姻法10条に規定する4事由以外の無効事由を認めない姿勢が伺える。

4. 前述のとおり、婚姻法の規定上は、婚姻無効は4事由に、婚姻取消しは1事由に、それぞれ制限されることとなり、また、婚姻登記条例から婚姻登記管理条例25条に相当する規定が削除され、その結果、実質的婚姻意思が欠如した婚姻を無効としたり、取消したりする根拠規定を失うこととなった。しかし、同時に、婚姻の要件である実質的婚姻意思を欠く婚姻であってもこれを有効とする法令上の根拠規定も存在しない。これは、現行法である民法典も同様であり、法の欠缺である、あるいは整合性がとれないといった批判が学界からも提起されている<sup>37)</sup>。

では、婚姻法に規定する以外の事由を理由に婚姻の無効なり取消しなりの確認を請求できるか、本稿の関心にそくして言えば、婚姻の要件である実質的婚姻意思を欠くことを理由に当該婚姻の無効確認を請求できるかが問題となる。

結論からいえば、上述の5つの事由以外に婚姻の無効や取消を人民法院に求めても却下されることが多いと思われるが（なお、中国の訴訟法上は却下と棄却とを区分することなく「駁回」という）、以下の二つの司法解釈から、人民法院が婚姻の無効を確認したり、婚姻登記機関が結婚登記手続上の瑕疵を認めて、「婚姻無効」ではなく「結婚登記を取り消す」という作業をつうじたりして、実質的に婚姻無効と同じ扱いにするか、実質的

---

35) 胡康生・前掲注(21)(婚姻法10条の解説部分)

36) 胡康生・前掲注(21)(婚姻法10条の解説部分)

37) たとえば、李昊=王文娜「《民法典》婚姻無効和婚姻可撤銷規則的解釈与適用」雲南社会科学2021年2期12～20頁。

中華人民共和国婚姻法(2001年)における実質的婚姻意思を欠く婚姻の取扱い(宇田川)婚姻意思の不存在を理由に離婚を認めるか、という扱いをしていることがわかる<sup>38)</sup>。

一つは、2005年10月8日の最高人民法院行政審判庭「婚姻登記行政事件の原告適格および判決方式に係る問題に関する回答」〔關於婚姻登記行政案件原告資格及判決方式有關問題的答復〕(法〔2005〕行他字第13号)である。当該司法解釈は、その二において、婚姻法8条の規定にもとづき、婚姻関係の双方または一方当事者が婚姻登記機関に自ら出頭せずに結婚登記を行い、かつ結婚登記が男女双方の真実の意思表示であることが証明できず、当事者が当該結婚登記を不服として訴訟を提起した場合、人民法院は法にもとづき取り消さなければならない、と規定している。

二つは、2011年の最高人民法院の司法解釈『『中華人民共和国婚姻法』の適用にかかる若干の問題に関する解釈(三)』(法釈〔2011〕18号)(以下、「婚姻法解釈(三)」という。)である。婚姻法解釈(三)1条1項は、当事者が婚姻法10条に規定する以外の事由で婚姻無効の宣言の請求をする場合、人民法院は当事者の請求を却下する判決をしなければならないと規定する。しかし、1条2項では次のように規定する。「当事者が結婚登記手続に瑕疵が存在することを理由に民事訴訟を提起し、結婚登記の取消しを主張する場合、法にもとづき行政不服審査を申請するか、または行政訴訟を提起することができる」と当事者に告知する」。

この規定は以下の2点を明らかにしていることが分かる。第1に、結婚登記手続上の瑕疵を理由にした婚姻取消を請求する民事訴訟は受理しないこと。第2に、その場合、婚姻登記機関や民政部门(婚姻登記は民政部门の所掌事項である)に対して行政不服審査または行政訴訟を提起することによって、当該結婚登記を取り消すことができること。したがって、実務上は、婚姻法に規定されている事由以外の理由であったとしても、結婚登記手続上の瑕疵であると認められた場合には、当該婚姻が取消しとなる余地があるということである。

婚姻法解釈(三)1条に対しては、中国の学界における議論を見ると、

---

38) 奚曉明主編=最高人民法院民事審判第一庭編著『最高人民法院婚姻法司法解釋(三)理解與適用』(人民法院出版社、2011年)23頁。同書は同司法解釋を實際に作成した最高人民法院民事審判第一庭の裁判官の手による、同司法解釋のコメントであり、その点からも理解と実務上の取扱いの正確性を保証することができるといえる。

肯定的な評価と批判的な評価に分かれている。

肯定的な評価としては、瑕疵ある結婚登記の問題に直面する当事者に、解決のための道を拓いたというものである。たとえば、以下のような見解がある。2003年の婚姻登記条例が、婚姻登記管理条例25条で規定されていた婚姻登記（管理）機関による婚姻登記の無効確認・無効宣言を引き継がなかったことにより、婚姻登記機関が自ら率先して誤りを訂正することができなくなった。実務において、当事者が結婚登記に瑕疵を発見した後、多くの場合、まず婚姻登記機関に訂正を求めるが、婚姻登記機関にはすでに行った結婚登記を自ら取り消すことができない。婚姻登記機関およびその上級機関には結婚登記瑕疵事件を処理する権限がなく、行政不服審査をつうじて結婚登記の瑕疵を解決することもできない。よって、当事者は法院の判決をつうじて問題を解決するほかない。婚姻法解釈（三）は、当事者の民事訴訟を却下する判決をすると規定すると同時に、当事者は関係する行政訴訟を提起して問題を解決することができると明確に規定している<sup>39)</sup>。また、次のような見解もある。婚姻法解釈（三）が公布された後、婚姻法解釈（三）1条は婚姻登記条例の改正であると一般に認識されている。すなわち、「強迫」以外のその他の瑕疵ある登記に関する紛争が、再び婚姻登記機関が受理すべき範囲に組み入れられ、婚姻登記機関または人民法院が情状の軽重に応じて結婚登記行政行為が有効であるか否かを決定または判断しなければならない<sup>40)</sup>。

他方、批判的な見解は、法理論の整合性という観点からなされるものが多い。たとえば、婚姻法解釈（三）の草案段階であるが（1条の内容は、草案と成案との間でほぼ同様である）、行政法規は婚姻登記機関に結婚登記瑕疵紛争を処理する権限を賦与しておらず、したがって行政訴訟もまた婚姻紛争を解決する任務を引き受けることができないという見解が、現職の裁判官からなされている<sup>41)</sup>。また、次のような見解もある。婚姻法解釈（三）1条2項は、当事者はただ行政不服審査の申請または行政訴訟の提

39) 郭麗恒＝李明舜「対婚姻家庭中人身関係規定的幾点思考—評析婚姻法司法解释（三）中的相關規定」中華女子学院学報2011年2期28頁。

40) 孫若軍「瑕疵結婚登記処理方式的体系化思考」中華女子学院学報2014年6期6頁。

41) 王礼仁「应当適用婚姻成立与不成立之訴解決婚姻登記瑕疵糾紛」人民司法2009年13期57頁。

中華人民共和国婚姻法(2001年)における実質的婚姻意思を欠く婚姻の取扱い(宇田川)起をすることができるだけ規定し、民事訴訟を提起して結婚登記の取消しを請求することはできないと規定している。しかるに、行政手続は行政行為が違法であるか否かの問題を解決することができるだけであって、当事者間の実体的関係を認定することはできず、これによって惹起される法律の抜け穴が司法実務の困却を招いている。たとえば、当事者が揃って自ら結婚登記を行わなかったという状況に対して、法院の見解は分かれている。ある法院は当事者の間に婚姻関係は存在しないと認定している。別の法院は、この程度の瑕疵は婚姻の効力に影響しないと認定している<sup>42)</sup>。また、行政不服審査にせよ行政訴訟にせよ、被告・被申立人は婚姻登記機関となるが、瑕疵ある結婚登記をめぐる紛争は市民と婚姻登記機関の紛争ではなく、市民の間の感情や財産紛争、または第三者との間の利益紛争であって、行政不服審査や行政訴訟をつうじての紛争解決はなじまないというものもある<sup>43)</sup>。

ところで、今日でも結婚登記を申請する当事者は、双方が自ら婚姻登記機関に出頭して結婚登記の申請を行わなければならない(離婚の場合も同様)。これは、前述のとおり、申請当事者に実質的婚姻意思が存在するか否かを確認することが、その目的の一つとされている。したがって、当事者に実質的婚姻意思が存在しない申請を受理して結婚登記を行ったことが結婚登記手続上の瑕疵であると認められた場合には、当該婚姻が取消しとなるはずだが、以下ではこの点に関する中国における司法実務上の取扱いについて検討する。

### 三 実質的婚姻意思を欠く婚姻の実務上の取扱い

1. 日本とは異なり、中国では公式にも非公式(事実上)にも判例法の存在を認めていない。最高人民法院以下全国の人民法院の判決には先例性が認められておらず、ある裁判例の存在が他の裁判に影響を与えるということもない。もっとも、2010年以降、最高人民法院は一部の裁判例を〔指

---

42) 田韶華「民法典婚姻家庭編瑕疵婚姻制度的立法建議——以《民法總則》之瑕疵民事法律行為制度在婚姻家庭編中的適用為視角」蘇州大学学报法学版2018年1期2頁。

43) 孫若軍・前掲注(40)6頁。

導性案例]に指定して公表し、全国の人民法院に対して、[指導性案例]で示されたルールを同類の事件で[参照]するように指示している<sup>44)</sup>。この制度は、一部の裁判例に判例と似た機能を担わせようという目的であるようにも見えるが、[指導性案例]に指定される裁判例の件数が極めて少なく<sup>45)</sup>、実際には裁判官の自由裁量に枠をはめることを目的としており、われわれの想起する判例の機能や先例拘束性とは異なるところが大きい<sup>46)</sup>。ちなみに、[指導性案例]の中に、実質的婚姻意思が存在しない結婚登記の有効性について言及したものは、本稿脱稿時点では存在していない。

ところで、先例性が否定された裁判例の射程をどのように理解するかは、実は中国法研究者に共通する悩みの種でもあるといえる。しかし、少なくとも、中国における実務の一定の傾向を把握することは可能ではある。それを踏まえて、以下に検討を進める。

2. 実質的婚姻意思の不存在を理由に訴訟が提起されるケースがどれくらい存在するのかわかり不明である。中国では全国の全ての裁判例が公開されているわけではなく、また日本のような詳細な司法統計も発表されていないので、正確な件数を把握することは不可能である。しかし、学術論文や公表されている裁判例のデータベース<sup>47)</sup>を詳細に調査していくと、関連する裁判例が確かに存在する。

学説では、強迫による婚姻を除き、自発的意思によらない結婚は全て合法かつ有効であるという主張があったり<sup>48)</sup>、裁判実務は偽装結婚の効力について保守的な態度である（すなわち、無効や取消しとはせずに合法かつ

44) 『入門』・前掲注(18) 121頁参照。

45) 2021年7月現在で、最高人民法院が指定する[指導性案例]は僅か162件しかない。

46) 日本語による[指導性案例]の体系的な研究として、徐行「現代中国における訴訟と裁判規範のダイナミクス—司法解釈と指導性案例を中心に—(1)～(5・完)」北大法学論集62巻4号378頁以下(2011年)、62巻6号458頁以下(2012年)、63巻6号436頁以下、64巻2号428頁以下、64巻3号504頁以下(2013年)がある。

47) なお、以下本稿で引用する裁判例は、原則として、中国司法案例網(<https://anli.court.gov.cn/>)および中国裁判文書網(<https://wenshu.court.gov.cn/>)（いずれも最高人民法院が主宰）によったが、一部筆者が独自に入手したものが含まれる。

48) 賀丹青「無効婚姻法律規範の衝突與協調—新《婚姻法》、《婚姻登記條例》以及最高法院相關解釋的理解與適用」河北法学26巻7期(2008年7月)140頁。

中華人民共和国婚姻法(2001年)における実質的婚姻意思を欠く婚姻の取扱い(宇田川)有効なものとして認定する)と評価したり<sup>49)</sup>するものがあるが、実際の裁判実務ではどのように扱われているのであろうか。

① まず、実質的婚姻意思の不存在を理由に提起された訴訟のうち、偽造された書類や身分証にもとづく結婚登記、あるいは他人になりすましてなされる結婚登記というものが大部分を占める。これらのケースの多くは、婚姻無効が争われる民事事件ではなく、刑事事件として処理されており、当該婚姻の効力について人民法院は一切言及していない。たとえば、吉林省永吉县人民法院(2015)永刑民初字第17号刑事判決書や湖南省長沙市岳麓区人民法院(2017)湘0104刑初767号刑事判決書では、結婚登記は形式上合法なものではあるが、しかし婚姻の実質は偽りであると一步踏み込んだ判断をしているが、だからといって当該婚姻が無効であるとは言及していない。

② 行為能力が制限される者〔行為能力制限者〕あるいは行為能力の無い者〔行為無能力者〕と結婚した者あるいはその近親者が、後になって、行為能力制限者や行為無能力者には結婚登記を申請した時点で実質的婚姻意思が欠けていたことを理由に婚姻無効を請求して提訴するケースがある。この点については、行為能力を具備しているか否かは婚姻無効が認められる要件ではないとして訴えを退けるケース(たとえば、北京市海淀区人民法院(2017)京0108民初24463号民事判決書など)、当事者の行為能力も婚姻無効を判断する際の考慮要素であるとするケース(たとえば、南京市鼓楼区人民法院(2016)蘇0106民初7280号民事判決書など)、結婚登記の際に婚姻登記機関に自ら赴き、婚姻意思を明確にしていたことからこれを有効としたケース(2020年7月30日の新聞報道「陝西一対残疾人領結婚証遭拒：女方無法表明結婚意願」<https://mparticle.uc.cn/>)と、判断は分かれている。ちなみに、南京市鼓楼区の判決では、結婚の目的が不動産を奪い取ることを目的として重篤な精神病(統合失調症)を罹患する高齢者と結婚登記を行ったというケースで、当該結婚登記を無効と判断している。

ところで、南京市鼓楼区の判決は、婚姻法解釈(三)1条1項に婚姻無効にかかる民事訴訟は受理しないと規定があるにもかかわらず人民法院が受理し、しかも婚姻無効の判決を下しているが、このようなケースは、中

---

49) 列美儀「基於假結婚的婚姻効力問題研究」黒河学刊総第249期第3期(2020年)59頁。

国の司法実務では、以前から散見される現象である。中国の法実務においては、法的根拠にもとづいたり法規定の解釈をつうじたりした紛争解決よりも、むしろ実際の具体的妥当性にもとづいた解決方法がとられることがままあり<sup>50)</sup>、このケースも、その結果であろうと考えられる。

③ 実質的婚姻意思の不存在を主張するケースの多くは結婚登記をする際に偽造された書類等が提出された、他人になりすまして結婚登記が行われた、結婚する本人が出頭せずに結婚登記が行われた、というケースが多いが、稀に、そもそもが実質的婚姻意思を欠く結婚、巷間いわゆる偽装結婚〔假結婚〕であったことを理由として提起された訴訟もある。しかし、そのほとんどは離婚請求訴訟で、しかもその全てで離婚が認められるというものでもない。

なぜ婚姻無効・取消訴訟ではなく離婚請求訴訟が提起されるのかについては、司法解釈で婚姻無効・取消しの民事訴訟を提起しても人民法院は審理しないとされているため、立案さえされないであろうと当事者が判断した結果であろうと推測される。また、離婚が認められた場合、婚姻無効とはその効果が大きく異なるものの、夫婦共有財産がそれほど多くない「夫婦」や子どものいない「夫婦」にとっては実質的に異なるところもそう多くはなく（とくに財産分与においては資産がない以上分与のしようもないし、未成年子がない場合には養育費の協議も不要である。ちなみに、子の養育にかかる合意書が存在しない場合、離婚は認められない。婚姻法31条。）、その結果、離婚請求訴訟が選択されるものと思われる。離婚が認められないケースでは、人民法院は感情がまだ破綻していないことを理由とするケース（たとえば、広東省深圳市南山区人民法院（2013）深南法西民初字第70号民事判決書など）、偽装結婚だという原告の主張を無視するかたちで婚姻法の規定に合致しており有効であるとするケース（たとえば、重慶市渝北区人民法院（2013）渝北法民初字第02695号民事判決書など）、当事者間に偽装結婚の約定がある<sup>51)</sup>とはいえ、婚姻法上婚姻無効が

50) 宇田川幸則「中国における精神損害に対する金銭賠償をめぐる法と実務（3・完）」北大法学論集48巻2号（1997年）163頁。

51) 偽装結婚〔假結婚〕には様々なパターンが存在するが、その中に、男女双方が特定の目的を達成するためになされるものがある。不動産取得が典型的なのであるが、近年来の不動産価格の異常なまでの高騰を踏まえ、たとえば、大都市で不動産を購入するには当地の戸籍〔戸口〕を有していなければならないといった制限が地方政府により課される場合が多い。それをクリアするために、当地の戸籍



中華人民共和国婚姻法(2001年)における実質的婚姻意思を欠く婚姻の取扱い(宇田川)

認められるのは4事由、取消が認められるのは1事由にそれぞれ限定されており、原告がいう偽装結婚はこれらに該当しないため、婚姻は有効であり、偽装結婚の約定は無効であるとするケース(たとえば、山東省聊城市東昌府区人民法院(2013)聊東民初字第3190号民事判決書など)等がある。しかし、離婚が認められないケースは、そもそも偽装結婚であったかどうかすら疑わしい、換言すれば、いわゆる「ための理由」として偽装結婚が挙げられているというのがほとんどである。

④ 偽装結婚を理由として離婚請求し、これが認められるケースも存在する。その理由として、結婚登記手続が完了した後も結婚式も挙げず、同居もしておらず、夫婦としての感情が醸成されておらず、被告も同意していることを理由としたケース(たとえば、河南省周口市川匯区人民法院(2013)川民初字第919号民事判決書など)、偽装結婚の約定をして結婚登記をした「夫婦」について、結婚は本来の結婚の目的以外のためになされたものであり、結婚登記以前に原・被告に面識はなく、結婚のための感情も醸成されておらず、結婚登記後も共同生活をしていないことなどから、原・被告間に真の意味での夫婦の感情は存在しておらず、よって離婚を認めるとしたケース(陝西省西安市新城区人民法院(2008)新民初字第308号民事判決書など)がある。結婚登記がなされた後も夫婦としての実態が存在しないことから、そもそも実質的婚姻意思が存在しなかったことが推定されるため、離婚が認められたと考えられる。

3. 実質的婚姻意思が存在しない結婚登記申請を受理し、登記したことを結婚登記手続上の瑕疵であるとして行政不服審査や行政訴訟が提起されたケースも存在する。このことから、実務では婚姻法解釈(三)1条2項にしたがった対応がなされていることが伺える。

① 行政不服審査の具体的事例を入手することは、その性質上、裁判例を入手するよりも困難である。筆者(宇田川)が実施した調査では、結婚登

---

を有しない者が、当地戸籍を有する者と〔假結婚〕するが、その際、本件結婚は偽装結婚であり、所期の目的を達成した暁には離婚するとの条項が入った契約書を取り交わすことが多い。当事者間の偽装結婚の約定とは、このような内容の契約を指す。偽装結婚の際の約定について、たとえば、列美儀・前掲注(49)58～59頁、周素素「論“假結婚”與“假離婚”行為的効力與控制」東南大学学报(哲学社会科学版)第20卷増刊(2018年)87頁など参照。

記を取り消した行政不服審査のケースを入手することはできなかった。したがって、行政不服審査の実態については不明と言わざるを得ない。

② 行政訴訟では、実質的婚姻意思が存在しない結婚を登記したことを結婚登記手続上の瑕疵であるとして、人民法院が婚姻登記機関に対して結婚登記の取消しを命じたケースおよび審理過程で婚姻登記機関が瑕疵を認めて当該結婚登記を取り消し、その結果原告が訴訟を取り下げたケースの存在が明らかとなった。

③ 人民法院が婚姻登記機関に対して結婚登記の取消しを命じたケースとしては、出国を目的として偽装結婚をした原告（女性）が当該結婚には実質的婚姻意思が存在しないことを理由にその取消しを求めて容認されたケース（四川省蘆洲市江陽区人民法院（2013）江陽行初字第15号行政判決書）、偽造された身分証で結婚登記を受理し許可した婚姻登記機関に対して、「結婚登記を申請する当事者に対して実質的婚姻意思を確認することは婚姻登記機関の法に定められた職責である」として婚姻登記機関の責任を認め、当該結婚登記の取消しを命じたケース（安徽省蘆江县人民法院（2014）蘆江行初字第00025号行政判決書、同第00026号行政判決書。この2つの事件は別の事件である。）等がある。

④ 審理過程で婚姻登記機関が瑕疵を認めて当該結婚登記を取消したケースでは、偽造された身分証などで身分を偽り、結婚登記が完了してから11日後に財産が持ち逃げされたケース（身分を偽った者の真正なる姓名すらも判明していない。福建省龍海市人民法院（2004）龍行初字第27号行政判決書）、他人が自己の姓名で結婚登記をしたことを知り、その取消しを求めたケース（江蘇省灌南县人民法院2008年6月16日決定）がある。

⑤ 以上の裁判例から、実質的婚姻意思の不存在を婚姻登記機関が結婚登記申請の段階で見破ることができなかったことを結婚登記手続上の瑕疵として認定し、結婚登記の取消しが命ぜられることは充分に考えられるといえる。

4. 中国の婚姻登記機関の実務の実態がよく分かる裁判例もある（広西壮族自治区高級人民法院（2017）桂行再13号行政決定書）。

このケースでは、結婚登記申請に両当事者自身が直接に赴いておらず、当事者双方の実質的婚姻意思を証明する証拠が存在しないことから、本件

中華人民共和国婚姻法(2001年)における実質的婚姻意思を欠く婚姻の取扱い(宇田川)結婚登記は違法な結婚登記であり、民政局はこれを是正する必要があるとして当該結婚登記を取消した。これを不服として原告(女性)は当該取消しの撤回を求めて提訴した、というケースである。

1・2審は民政局の主張を認め、原告敗訴の判決を下した。再審では、1・2審における原告の実質的婚姻意思の確認が不十分であるとして、1審の県人民法院に差戻す判決を下した。なお、差戻審の結果は不明である。

このケースからは、実質的婚姻意思の不存在が認められた場合、民政局が職権で当該結婚登記を取り消しているという実務の一端を垣間見ることができる。行政不服審査の具体的ケースは発見できなかったものの、この裁判例からは、行政不服審査を受けて民政部ないしは婚姻登記機関が自ら結婚登記の取消しを行っている可能性は十分に考えられるといえよう。

以上をまとめると、実質的婚姻意思が存在しない結婚登記については、人民法院の民事訴訟で離婚が認められるか、行政不服審査または行政訴訟をつうじて結婚登記の取消しが認められるか、そのいずれかの処理がなされるものと考えられる。

## 5. 婚姻の無効と結婚登記の取消しおよび離婚

最高人民法院の婚姻法解釈(三)を作成した最高人民法院民事審判第一庭の裁判官の手によるコメントールでは、「結婚登記取消しの法的効果と婚姻無効および婚姻取消しの法的効果は同じである」と記述されている<sup>52)</sup>。無効と取消の法的効果が同じというのは些か乱暴な議論ではあるが、結婚登記の取消しと婚姻無効とが、その法的効果においてほぼ均しいというのは、ロジックからすれば正しいといえよう。すなわち、中国婚姻法では、結婚登記をして、結婚証が発給されることによって、婚姻は成立する(婚姻法8条)。婚姻成立の要件である結婚登記そのものが取り消されたとすれば、そもそも婚姻は成立しないこととなるので、法的効果からみた場合、婚姻無効に均しいと評価できよう。

---

52) 奚晓明・前掲注(38)38頁。

## おわりに

本稿では、中国婚姻法（2001年）において、実質的婚姻意思を欠く婚姻が実務上どのように扱われているのかについて考察した。婚姻法の規定上、婚姻意思という用語は使われていないが、婚姻成立の条件の一つに掲げられている自発的意思の中に実質的婚姻意思が含まれていると解されていること、婚姻法の原則の一つである婚姻の自由および婚姻自主権が実質的婚姻意思を前提としていると解するのが相当であること、以上から、中国婚姻法においてもまた、実質的婚姻意思が婚姻成立の条件の一つであると考えられるとの結論に到った。

他方、2001年の改正で婚姻法に婚姻無効事由および婚姻取消事由が規定されることになったが、婚姻無効事由は重婚、婚姻禁止範囲内の近親関係にあること、結婚前に医学上結婚すべきでない疾病に罹患し、結婚後も治癒していないこと、婚姻適齢に達していないことの4つに（10条）、婚姻取消事由は強迫によって婚姻に至ったことの1つに（11条）、それぞれ制限されることとなった。その結果、実質的婚姻意思が婚姻成立の条件の一つであるにもかかわらず、これを欠いた婚姻は、条文の規定上は婚姻無効にも婚姻取消にもならないということになるが、司法解釈の規定およびそれを踏まえた実務では、実質的婚姻意思を欠く婚姻を登記してしまったことをして、婚姻登記機関の結婚登記手続上の重大な瑕疵と認定し、それにより結婚登記を取消し、結果として婚姻無効と同様の処理を行っている可能性が高いことが判明した。もっとも、中国における実務の全てが明らかにされているわけではなく、またこれと相反するケースも現に存在することから、本稿ではその可能性ないしは一定の傾向の存在があると指摘するに止めたい。

ところで、婚姻法に婚姻無効事由および婚姻取消事由が規定されるようになった経緯を検討する過程で、一つの大きな疑問点が浮かび上がった。すなわち、婚姻登記管理条例にもとづく婚姻無効の認定処理に法律上の根拠をもたせるため、婚姻法に4つの婚姻無効事由および1つの婚姻取消事由を規定することとなったというが、では、なぜ婚姻成立の最も根本的な条件であるといえる実質的婚姻意思を欠く結婚登記が無効な婚姻と規定されなかったのか、という疑問である。

中華人民共和国婚姻法(2001年)における実質的婚姻意思を欠く婚姻の取扱い(宇田川)

前述のとおり、実質的婚姻意思は中国婚姻法の原則の一つである婚姻の自由および婚姻自主権の前提となる重要な条件であり、婚姻法の核心である。婚姻無効事由とされている4つの事由は、重婚にせよ、婚姻適齢に達していないにせよ、近親婚にせよ、結婚禁止の疾病に罹患しているにせよ、全て相手と結婚したいという意思は存在するのであるから、実質的婚姻意思は当事者間に存在するとみることにも可能である。これらの結婚を無効とする一方で、大前提である実質的婚姻意思を欠く婚姻を無効としないこととのバランスが取れないという批判もあってしかるべきであろう(なお、管見の及ぶ限りにおいて、この種の批判は中国ではなされていないようである)。

実質的婚姻意思を欠く結婚登記が無効と規定されなかった理由を明確に回答する文献は存在しないようであるが、私見によれば、さしあたり以下の点を指摘しておく。

まず、形式審査に止まるとはいえ、婚姻登記機関による当事者に対する審査が残されていたことが考えられる。まがりなりにも婚姻登記機関が審査するのであるから、そこで確認できる(している)はずだ、ということである。また、規定上は結婚登記を申請する男女双方が婚姻登記機関に自ら出頭するとなっており、自ら出頭する限りにおいては実質的婚姻意思が存在すると推定することができる、と考えられている可能性もある。この背景には、婚姻法が制定された2001年当時の雰囲気が大きく影響していると考えられる。すなわち、婚姻登記手続に関する行政法規の名称が婚姻登記管理条例から婚姻登記条例に変更されたことに代表されるが、当時は行政の個人に対する権限行使を抑制することが好意的に受け止められる時代であった。すなわち、婚姻登記管理条例以前の時代は、「常に行政的手段によって個人的事柄に干渉したり、場合によっては処罰したりしていた」が、2003年の婚姻登記条例によって「婚姻登記は完全に民事法律行為に属することとなり、行政管理の色を可能な限り減少させ、希薄化させ」、「人間本位[以人為本]で、時代の流れに合致し、当事者の意思を十分に尊重しており、内容的には大きな進歩を遂げた」<sup>53)</sup>と評価されている。そのことが、形式が整ってさえいれば結婚登記を受理する(実質的審査から形式

---

53) 李瑞通「現行《婚姻登記条例》在实践中存在的問題及对策」新西部2010年05期79頁。宇田川・前掲注(32)13頁。

的審査への転換) という方式に変わり、形式が整ってさえいれば実質的婚姻意思の存在が推定されることにつながったのではないと思われる<sup>54)</sup>。

また、そもそも結婚の動機なり目的なりは様々であり、真の目的は相手の財産であったり名誉であったり出国の機会であったりしても、結婚したいという意思が存在しさえすれば実質的婚姻意思を認めることは可能である<sup>55)</sup>。非難されるべきは動機の不純さであり、結婚を目的達成のための手段とするその心根であるとしても、だからといってそのことをもってすぐさま実質的婚姻意思が否定されるわけではないし、皮肉にもかえって実質的婚姻意思が認められるという結果になるともいえる。その意味においては、実質的婚姻意思の認定は難しいといえ、あえて法律で規定することを回避した可能性はあると思われる。このことは、結婚取消事由に詐欺による結婚を追加すべきであるとの婚姻法審議段階での議論を紹介する以下の文章に表れているといえる。「(2001年に：引用者注) 婚姻法が改正される際、一部の人が詐欺による婚姻も取り消すことができる婚姻と規定すべきであるという意見が提起された。その際、一部の事例が紹介されたが、たとえば、自分は大金持ちで、あなたと連れだって海外に行く<sup>56)</sup>ことができると言って相手を騙す、自身の学歴・経歴・職業・職務を偽る、自分の実家は裕福で金持ちであると嘘をつく、罹患している病気や前科、子の存在、これまでの異性関係、結婚歴などを隠蔽するなどである。婚姻法はこの意見を採用しなかった。これらの事例は詐欺に該当するものの、しかしこれを理由とする婚姻関係の取消しを請求することはできない。なぜなら、詐欺の状況は非常に複雑であり、一部の詐欺、たとえば法が定める婚姻適齢に達していない、結婚が禁止される疾病がある、既婚者が未婚者

---

54) 婚姻登記条例により結婚登記審査が厳格でなくなったことに、[假結婚]などの病理現象が増加した原因を見る見解も少なくない。たとえば、姚明亮「婚姻成立形式研究」青春歲月 2012年 11月(上) 396頁。

55) 同旨：梁書文・前掲注(25) 51頁。

56) 今日でこそ中国人も比較的自由に海外に渡航することができるようになったが、かつては海外渡航そのものが厳しく制限されており、海外渡航は公務や国費留学などの特殊な背景がある場合に限定されており、一種の特権となっていた。他方、1980年代中期以降、若者の間では海外留学をして一旗揚げることを夢見る者が増加し、[出国熱潮] (出国ブーム) が起こり、とくに上海の米国領事館前にはピザを求めて連日長蛇の列ができる光景が日常化していた。私費留学は当時の中国の経済状況では極めて困難であり、国費留学も想像を絶するほどの狭き門であったことから、海外渡航を餌に結婚詐欺をはたいたり、海外渡航目的で偽装結婚をしたりすることが、当時しばしば発生していた。

中華人民共和国婚姻法(2001年)における実質的婚姻意思を欠く婚姻の取扱い(宇田川)を騙すといったケースは、婚姻法10条がすでに婚姻無効と規定しているし、その他の詐欺により夫婦の感情が破綻したケースは、離婚をつうじて婚姻関係を解消することができる<sup>57)</sup>。

これに関連して、結婚もまた「安定〔維穩〕」が重視される結果、婚姻無効事由・婚姻取消事由を極力少なくしたいというベクトルが強く働いた可能性がある。このことは、婚姻無効事由・婚姻取消事由を婚姻法が規定する5つの事由に限定し、拡大しない方針を示す次の説明から垣間見ることができる。「疑いのないことに、婚姻法および婚姻登記条例は瑕疵ある婚姻登記の処理方法について直接の規定を有していないが、立法者の価値観は明らかで、婚姻法の精神は明確である。婚姻関係が備え持つ事実先行、自己回復性および不可逆性という特徴により、結婚登記の取消しは客観的事実と符合しないだけでなく、すでに共同生活をしている男女の心身を原状回復させることもできないのである。最も重要なことは、結婚登記手続により築き上げられた婚姻関係は、市民の重要な身分関係だけでなく、子や双方の親族および第三者の利益にも影響を及ぼすのである。よって、瑕疵ある婚姻登記の紛争処理は、婚姻法の規定を厳格に遵守し、法が定める無効および取消しの事由を除き、その他の瑕疵が存在する結婚登記は、当事者が行政手続を開始する時点で結婚の実質的な要件を満たしており事実婚の関係を形成している場合には、すべて結婚登記の取消しの処理を行うべきではない<sup>58)</sup>。このように、結婚手続上の瑕疵よりも結婚の安定(家族の安定)、ひいては社会の安定が優先するという考え方が大きく働いていることが伺える。

さらには、強迫による結婚までもが、結婚の安定の名の下に譲歩することが求められていることがわかる。「強迫による婚姻は、結婚は男女双方の完全な自発的意思によらなければならないという原則に違反しており、違法な婚姻であり、強迫されている一方を考慮すれば、結婚時に、自らの自発的意思に反して他人と婚姻関係を締結しているのではあるが、しかし他人と結婚した後、家庭を築き、しばらく生活を共にすることで、相手方と一定の感情を構築し、婚姻関係も悪くはなく、とくに子をもうけたという状況下においては、相手方・子とはより棄てがたい関係となり、このよ

---

57) 胡康生・前掲注(21)(婚姻法11条の解説部分)

58) 孫若軍・前掲注(40)8頁。

うな状況下において、法律が明確に強迫による婚姻を婚姻無効と規定することは、必ずしも適切ではない<sup>59)</sup>。この理は、違法な婚姻であったとしても、その後形成される既成事実が優先する、換言すれば、違法性が既成事実によって治癒されるというに他ならない。中国では、改革開放の進展にともない実際に生じた社会経済や政治路線の激しい変動を追認し、憲法の枠を乗り越えた改革措置を合憲化する<sup>60)</sup>、換言すれば、憲法に違反する現象もその後の憲法改正により合憲化される（たとえば、土地使用権の有償譲渡など）ことがしばしば生じるが、家族法の分野においてもこれに類似した現象が生じているということになろうか（ちなみに、本稿（三 実質的婚姻意思を欠く婚姻の実務上の取扱い）で検討したケースのうち、結婚登記の取消しが認められたケースは、登記された時点から一貫して婚姻の実態がないことが指摘されている）。

では、なぜそれほどに婚姻の安定を指向するのであろうか。中国における婚姻登記の目的に関する以下の説明の中に、そのヒントがある。すなわち、「婚姻登記の目的は当事者の婚姻状況を公示し記載するだけでなく、確立された夫婦関係を国の法律の監督とコントロールの中に組み入れ、具体的な婚姻行為に対する関与と管理を実施し、法に定める権利と義務を当事者が法にもとづき享受し、履行し、当事者の合法的権利利益および社会公共利益を維持し擁護することにある」<sup>61)</sup>。これは、法文上破綻主義を採用しながら、実務においては離婚をネガティブに捉え、結婚がいったん成立してしまうと、当事者が極力離婚しない（させない）方向に力が動くこと<sup>62)</sup>と表裏の関係にあるともいえよう。家庭の安定こそが国家の安定であり、そのためにはもっとも純粋な私的領域である夫婦の関係に対しても国が監督とコントロールを行う、ということであろう。

なお、本稿では考察対象を2001年婚姻法およびそれに関連する行政法規、司法解釈としたが、本文でも触れたとおり、民法典制定過程においても〔假婚姻〕をめぐる議論が活発に行われていた。たとえば、2018年8月27日に公表された民法典各分編（草案第一次審議稿）・婚姻家庭編828

---

59) 胡康生・前掲注(21)（婚姻法11条の解説部分）。

60) 『入門』・前掲注(18)70頁。

61) 孫若軍・前掲注(40)7頁。

62) 宇田川・前掲注(32)22頁、34頁以下参照。



中華人民共和国婚姻法(2001年)における実質的婚姻意思を欠く婚姻の取扱い(宇田川)条4号では、結婚登記の際に提出する証明書や証拠・書類を偽造、変造したり他人のそれを使用したりして婚姻登記を騙取した場合には、当該婚姻を無効とする旨の規定が存在した<sup>63)</sup>。結局、民法典では採用されなかったのだが、民法典および民法典制定過程において、[假婚姻]に代表される実質的婚姻意思を欠く婚姻をめぐるどのような議論が展開され、いかなる変遷をたどったかについては、稿をあらためて検討することとしたい。

---

63) 同草案は何勤華ほか編『新中国民法典草案総覧(増訂本)』(北京大学出版社、2020年)に収録されている(同条は同書295頁)。

\* 本稿作成にあたり参照したウェブサイトは、すべて2021年9月3日に最終確認した。

\* 本研究はJSPS科研費JP20K01241、JP19H01407の助成を受けたものである。